農地法施行規則第２９条第１号転用届出書

令和　　年　　月　　日

太田市農業委員会長　様

届出者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

電話番号

下記のとおり届け出ます。

1. **土地の所在**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町　　名 | 地　　番 | 地　　　目 | | 面　　積 |
| 登記簿 | 現　況 |
|  |  |  |  | ㎡ |

1. **施設の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| (１) 建築物の名称 |  |
| (２) 総棟数 |  |
| (３) 建築面積 | ㎡ |

1. **転用の時期**

　　　　着　工　　　令和　　　年　　　月　　　日

完　成　　　令和　　　年　　　月　　　日

1. **誓約事項**　　(１) 届出の転用目的以外には利用しません。

(２) 届出面積を拡大することは行いません。

1. **添付書類**　　土地全部事項証明書・公図・案内図・建物配置図

◆農地法施行規則第29条第１号とは･･･

　農地を農業用施設として転用する場合には、その施設が農地の付帯施設等として農業経営上必要不可欠なものであることから、農地法の適用除外の特例が設けられています。

　例えば、自己所有の農地を温室、畜舎、作業場等が農業経営上必要な施設に転用する場合で、その転用する農地の面積が**２００㎡未満**であるときは許可を要しないことになっています。